

所得税と市県民税 申告は3月16日までに

今年も税金の申告の時期がや
つてきました。二月十六日から
三月十六日の申告期限までに必
ず申告書を提出してください。

所得税

所得税の確定申告の受付は二
月十七日(月)から税務署で行
います。三月になると窓口が大
変混雑しますので、お早めにお
出掛けください。提出は郵送で
結構です。

なお、還付申告書等は市役所
の市民税課でも受け付けます。

◆ 無料申告相談所へどうぞ:

税理士会による無料申告相談
所が開設されますのでご利用
ください。所得税及び消費税
の同時相談も行っています。

(申告の相談は税務署でも行
っています。)

○二月十九日(水)～二十一日
(金) 午前九時三十分～午
後四時 小田原市農業協同組
合本店三階会議室

特別土地保有税「取得分」の 申告納付について

特別土地保有税は、一定面積
以上の土地の取得及び保有に対
して、固定資産税とは別に課税
される税金です。そして、納税
義務者ご自身が税額を計算し、
申告納付する制度となっていました。
二月は取得分の申告納付月
ですので、次の要件に該当する
場合には忘れないでください。
なお、平成3年度の

税法改正によって、対象面積及
び免除対象土地の扱いが変わり
ましたのでご注意ください。

◆ 対象となる土地の取得

非課税項目に該当しない土地
を、平成3年1月1日から平
成3年12月31日までに合計で
合計で五千平方メートル以上
取得された場合、または、平
成3年4月1日から平成3年
12月31日までに合計で
一千平方メートル以上取得され
た場合。

申告納付する制度となっていました。
二月は取得分の申告納付月
ですので、次の要件に該当する
場合には忘れないでください。
なお、平成3年度の

税法改正によって、対象面積及
び免除対象土地の扱いが変わり
ましたのでご注意ください。

◆ 徴収猶予

住宅用地として使用している
土地、農林業の経営規模拡大
のための土地等の取得につい
ては、非課税となります。

◆ 税額

取得価格の三パーセントが税
額となります。

資産税課 土地係

□ 33 136

7

成田・桑原地区 工業団地の 整備に向けて

この工業団地(約十七ヘクタ
ール)は、小田原駅の北東約四
キロメートル、酒匂川左岸に位
置し、工業系特定保留区域

に位置し、この工業団地の整備を目指し、
今回工業団地の整備を実施するた
めに次の四案件について、平成

改正によりて建築物を伴わな
い駐車場・資材置場について
は免除の対象から除外されま
したので、ご注意ください。

◆ 問い合わせ 都市計画課

□

33 136 2

小田原競輪開催に伴う 周辺道路総合交通規制日

2月
7日(金)
8日(土)
9日(日)
10日(月)
11日(火)
12日(水)

市・県民税の申告相談日

2月25日(火)	8:30~16:00 (11:00~13:00を除く)	尊富郷記念館 徳水土文化館
26日(水)	8:30~11:00	上府中支所
	13:00~16:00	豊川公民館
27日(木)	8:30~16:00 (11:00~13:00を除く)	国府津公民館 大窪支所
	8:30~11:00	曾我支所 曾我支所
28日(金)	13:00~16:00	下早川公民館 酒匂支所
	8:30~16:00 (11:00~13:00を除く)	下府中支所 下橘支所

縦覧は3月2日から 固定資産の課税台帳

①納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

②納稅管理人の方

③納稅義務者から文書で委任を
受けた方

④固定資産の共有者の方

⑤縦覧日時

⑥納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

⑦納稅管理人の方

⑧固定資産の共有者の方

⑨縦覧日時

⑩納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

⑪納稅管理人の方

⑫固定資産の共有者の方

⑬縦覧日時

⑭納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

⑮納稅管理人の方

⑯固定資産の共有者の方

⑰縦覧日時

⑲納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

⑳納稅管理人の方

㉑固定資産の共有者の方

㉒縦覧日時

㉓納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

㉔納稅管理人の方

㉕固定資産の共有者の方

㉖縦覧日時

㉗納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

㉘納稅管理人の方

㉙固定資産の共有者の方

㉚縦覧日時

㉛納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

㉜納稅管理人の方

㉝固定資産の共有者の方

㉞縦覧日時

㉟納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

㉟納稅管理人の方

㉟固定資産の共有者の方

㉟縦覧日時

㉟納稅義務者の方(同居の親族
を含む)

㉟納稅管理人の方

㉟固定資産の共有者の方

㉟縦

